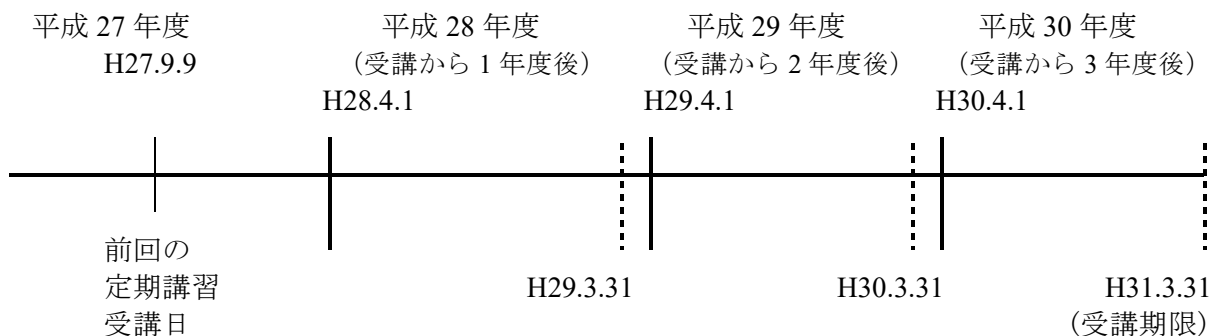


【建築士の定期講習受講時期の例示】

1. 既に受講したことがある方

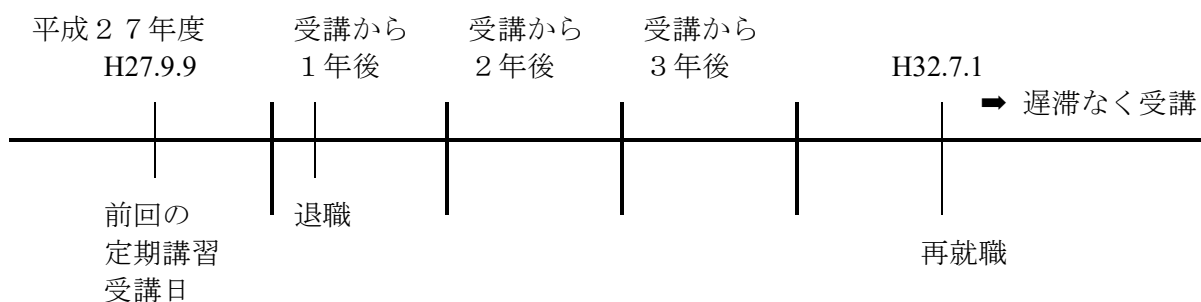
a. 原則



◎ 上記の場合は、前回受講したのが平成 27 年度講習（受講日は平成 27 年 9 月 9 日）なので、3 年後の平成 30 年度末（平成 31 年 3 月 31 日）が次回受講の期限となる。

b. 例外（「建築士法施行規則 17 条の 37ハ」の規定による）

前回受講した後、建築士事務所を退職。その後、前回受講日から 3 年以上経ってから、建築士事務所に再就職したケース

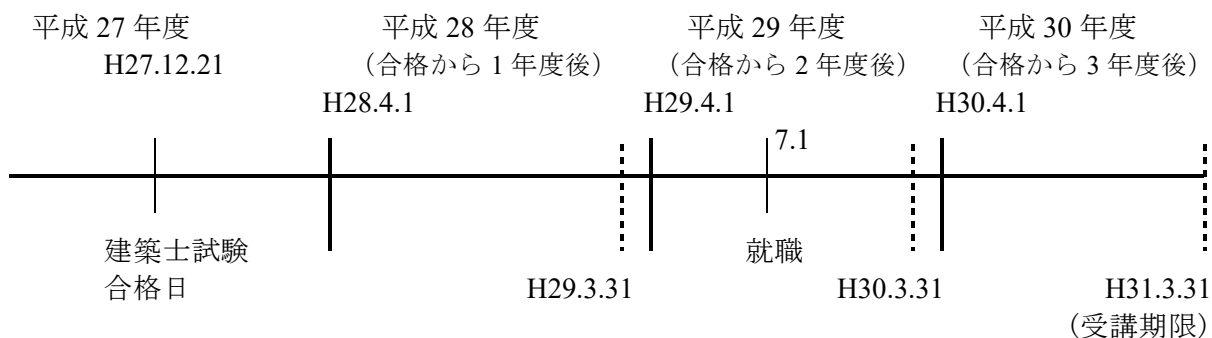


◎ 上記の場合は、例外措置を受け、建築士事務所に再就職した日以降、遅滞なく講習を受講しなければならない。

2. 受講したことがない方

c. 例 外（「建築士法施行規則17条の37イ」の規定による）

受講したことがなく、建築士に合格した年度の翌年度開始日から起算して、3年以内に建築士事務所に就職したケース

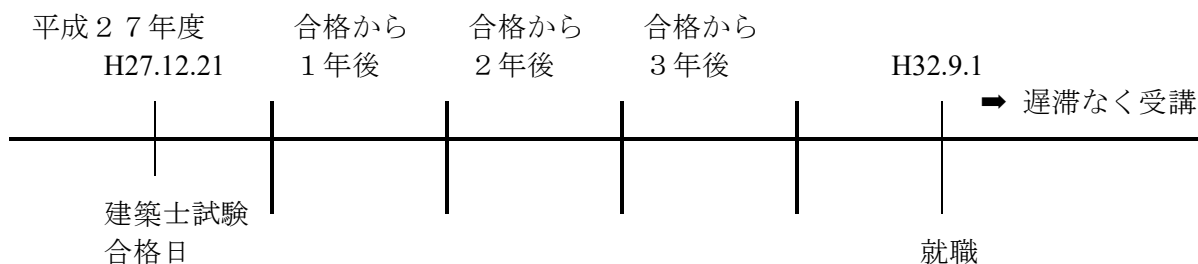


◎ 上記の場合は、例外措置を受ける。

建築士に合格した年度の翌年度開始日である平成28年4月1日から数えて、3年後の年度末（平成31年3月31日）が受講期限となる。

d. 例 外（「建築士法施行規則17条の37ロ」の規定による）

受講したことがなく、建築士に合格した翌年度の開始日から起算して、3年以上経過してから建築士事務所に就職したケース



◎ 上記の場合は、例外措置を受け、建築士事務所に就職した日以降、遅滞なく講習を受講しなければならない。